

①-1

# 議 案 書

教育委員会  
令和7年9月定例会

## 議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第14号報告 …… 長崎市図書館運営協議会の審議結果について	P 4～7
日 程 3	第15号報告 …… 長崎市科学館運営協議会の審議結果について	P 8～11
日 程 4	第16号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認 について（議会の議決を経るべき議案につい ての意見の申出について）	P 12～27
日 程 5	第17号報告 …… 令和7年度長崎市教育表彰審査委員会の審査 結果について	P 28～31
日 程 6	第36号議案 …… 長崎市教育支援委員会委員の委嘱について	P 32～35
日 程 7	第37号議案 …… 長崎市国指定史跡長崎原爆遺跡保存・整備 委員会委員の委嘱について	P 36～38
日 程 8	第18号報告 …… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認 について（職員の人事について）	（別 冊）

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和 7 年 5 月 2 8 日定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和 7 年 6 月 3 0 日定例会議事録案 . . . 別 添

## 第 1 4 号報告

### 長崎市図書館運営協議会の審議結果について

令和 7 年 8 月 7 日に開催した長崎市図書館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

長崎市図書館運営協議会

会長 浜口 美由紀

### 理 由

長崎市図書館運営協議会の審議結果について、長崎市図書館条例施行規則第 4 4 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

## 長崎市図書館運営協議会の審査結果

- 1 日 時 令和7年8月7日(木)10時から12時まで
- 2 場 所 長崎市立図書館3階 会議室
- 3 出席者 委 員 10人中9人出席  
事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、  
同課施設活用係長、同課職員2人  
指定管理者 市立図書館長、同副館長2人

### 4 審議概要

- (1) 事業実績について
- (2) 令和6年度モニタリング状況について
- (3) 長崎市子ども読書活動推進計画について

### 5 主な意見

- (1) 点字ブロックが総合カウンターまでで終わっていることや、ペースメーカーの方のICゲートの出入りへの対応については、障害者団体の意見を聞いた上で、案内表示などの改善が必要ではないか。
- (2) 移動図書館を、学校や幼稚園、高齢者が移動しにくい地域などに運行すると、子ども読書活動推進と高齢者サービスの両方で有用ではないか。
- (3) テトルを活用し、保護者に子ども読書活動の啓発や、図書館行事の案内を発信してはどうか。
- (4) SNSの登録者を増やすと図書館への理解不足が補えるのではないか。また、よくある質問への回答や、アンケート回収などに活用す

ると職員の負担も減るのではないか。

- (5) はじめまして絵本事業については、引換率が前年度より少なくなっている。他自治体のブックスタートのように、健診時に絵本を渡すよう見直してもいいのではないか。

「参 照」

○ 長崎市図書館条例（抜粋）

（図書館運営協議会の設置）

第19条 図書館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔以下、略〕

○ 長崎市図書館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第44条 条例第19条に規定する長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔以下、略〕

第 1 5 号 報 告

長崎市科学館運営協議会の審議結果について

令和 7 年 8 月 1 2 日に開催した長崎市科学館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 9 月 3 0 日 提 出

長崎市科学館運営協議会

会 長 原 田 康 英

理 由

長崎市科学館運営協議会の審議結果について、長崎市科学館条例施行規則第 2 3 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

## 「別紙」

### 長崎市科学館運営協議会の審議結果

1 日 時 令和7年8月12日（火）13時30分から16時10分まで

2 場 所 長崎市科学館 工作室

3 出席者 委員 12人中10人出席

事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、

同課施設活用係長、同課職員1人、

指定管理者 館長、運営マネージャー

#### 4 審議概要

(1) 科学館の概要説明・視察

(2) 報告事項

ア 利用料金の見直しについて

(3) 審議事項

ア 令和6年度の事業報告について

イ 令和7年度の事業計画について

#### 5 主な意見

(1) 3階エレベーター前の書籍が平成や昭和の発刊など、だいぶ古い物のようであるため、定期的に入替を行ってほしい。

(2) 展示室の「むしむし展」でカブト虫に直接触れられるのは子どもにとっても大人でも楽しめてよい企画だと思う。難しいとは思いますが昆虫の種類などを増やせれば、なおよい企画になると思う。

(3) 科学館には中高生向けの展示などが少ないと思う。小さな子どもたちの科学の芽を育てる観点からは施設などが充実していると思うが、中高生が学べる展示などが欲しい。

- (4) 展示室の入り口に、上野彦馬、本木昌造など長崎の先人たちの掲示があったので、関連した企画を行い子どもたちが自然に長崎の先人たちに触れる機会を提供できればと思う。
- (5) 利用者数の推移を見ると、コロナ禍の際に落ち込んだものがよくここまで回復していると思う。しかし、子どもの数が減っていくなか、大人も楽しく学べる生涯学習施設として、今後10年を見据えて運営する必要がある。
- (6) 青少年育成協議会では、年に1回「こどもみらいゆめフェスタ」を、市民会館などで開催している。出前教室の出展などで科学館をアピールし、集客に繋げる場として利用していただくなど、お互いに協力できればと考えている。

「参 照」

○ 長崎市科学館条例（抜粋）

（科学館運営協議会）

第15条 科学館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市科学館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔以下、略〕

○ 長崎市科学館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第23条 条例第15条に規定する長崎市科学館運営協議会（以下この条及び次条において「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔以下、略〕

## 第 1 6 号報告

教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和 2 7 年長崎市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要が生じたが、教育委員会の会議を開催する暇がなく、同規則第 3 条第 2 項の規定により別紙のとおり臨時に事務を代理したので、同規則第 3 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「別 紙」

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、  
原案のとおり了承する。

- 1 長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例 別紙1のとおり
- 2 長崎市中の茶屋条例の一部を改正する条例 別紙2のとおり
- 3 長崎市心田庵条例の一部を改正する条例 別紙3のとおり

令和7年9月5日

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

「別紙 1」

第 1 4 6 号議案

長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市旧居留地建造物条例（平成 6 年長崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

旧長崎英国領事館	(1) 「旧長崎英国領事館」として、旧長崎英国領事館及び旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。 (2) 「長崎市野口彌太郎記念美術館」として、野口彌太郎画伯の美術作品及び資料の寄贈を受けたことを記念し、その美術作品及び資料を市民の鑑賞に供する。	長崎市大浦町 1 番 3 7 号
----------	---	---------------------

第 7 条第 1 項中「とする」を「とし、旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第 3 のとおりとする」に改める。

第 8 条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

第 2 0 条を第 2 7 条とする。

第 1 9 条第 2 項中「別表第 3 の」を「別表第 4 の」に、「別表第 3 に」を「別表第 4 に」に、「別表第 3 第 1 項」を「別表第 4 第 1 項」に改め、同条を第 2 6 条とし、同条の前に次の 7 条を加える。

（野口彌太郎記念美術館運営委員会の設置）

第 1 9 条 長崎市野口彌太郎記念美術館（以下「野口美術館」という。）の適正な運営を図るため、長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の所掌事務)

第20条 運営委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 美術作品等の保存及び展示に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、野口美術館の運営に関すること。

(運営委員会の組織)

第21条 運営委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 芸術・文化関係団体を代表する者
- (3) 観光関係団体を代表する者

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(運営委員会の会長)

第23条 運営委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その

職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第24条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の庶務)

第25条 運営委員会の庶務は、文化観光部において処理する。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第3 (第7条関係)

区 分	入 館 料
一般	700 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	350

備考

1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

2 入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。

第2条 長崎市旧居留地建造物条例の一部を次のように改正する。

第3条の表南山手乙9番館の項及び旧長崎税関<sup>さが</sup>下り松派出所の項を削り、同表東山手洋風住宅群の項を次のように改める。

東山手洋風住宅群	「長崎市東山手地区町並み保存センター」として、伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守り、育てるとともに、市民の認識と理解を深めるため、旧居留地に関する資料を市民の観覧に供する。	長崎市東山手町6番25号
----------	--	--------------

第7条第1項を次のように改める。

旧長崎英国領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館の入館料は、別表第1のとおりとする。

第8条第2項中「別表第4」を「別表第2」に改める。

第11条第1項中「3,237円」を「4,200円」に改め、同条第2項中「別表第5」を「別表第3」に改める。

第26条第2項中「別表第4の」を「別表第2の」に、「別表第4に」を「別表第2に」に、「別表第4第1項」を「別表第2第1項」に、「3,237円」を「4,200円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

区 分	入 館 料
一般	7 0 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 5 0

備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 入館料は、旧長崎英国領事館及び野口美術館に入館することができる共通入館券の額とする。

別表第 2（第 8 条関係）

1 旧香港上海銀行記念館の入館に係る基準額

区 分	入 館 料 (1人1日につき)
一般	2 1 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1 0 0

備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

2 ホールの利用の許可に係る基準額

区 分	金額（1時間につき）
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	2, 1 8 0 円
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	4, 3 6 0

3 旧香港上海銀行記念館の美術作品等の模写等の利用の許可に係る  
基準額 1点につき 4, 2 0 0 円

別表第 3 及び別表第 4 を削り、別表第 5 中「104」を「310」に  
改め、同表備考 3 を削り、同表を別表第 3 とする。

第 3 条 長崎市旧居留地建造物条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の表南山手乙 27 番館の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め  
る日から施行する。

(1) 第 1 条及び次項から附則第 5 項までの規定 令和 8 年 1 月 30 日

(2) 第 2 条及び附則第 6 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(長崎市野口彌太郎記念美術館条例の廃止)

2 長崎市野口彌太郎記念美術館条例（平成 18 年長崎市条例第 42 号）  
は、廃止する。

(経過措置)

3 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行（以下「1号施行」という。）  
の際現に前項の規定による廃止前の長崎市野口彌太郎記念美術館条例第  
13 条の規定により置かれている長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員  
会（以下「旧運営委員会」という。）は、第 1 条の規定による改正後の  
長崎市旧居留地建造物条例（以下「新条例」という。）第 19 条の規定  
により置かれた長崎市野口彌太郎記念美術館運営委員会（以下「新運営  
委員会」という。）とみなす。

4 1号施行の際現に旧運営委員会の委員である者は、1号施行の日に、  
新条例第 21 条第 2 項の規定により新運営委員会の委員として委嘱され  
たものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる

者の任期は、同日における旧運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 5 1号施行の際現に旧運営委員会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ1号施行の日に、新条例第23条第1項の規定により新運営委員会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により新運営委員会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 6 第2条の規定による改正後の長崎市旧居留地建造物条例第11条第1項、別表第2第2項及び第3項並びに別表第3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 大浦町地内の旧長崎英国領事館における保存修理工事が完了し、展示物の整備が近く完了することに伴い、同領事館及び長崎市野口彌太郎記念美術館として活用を図りたいのと、その入館料等を定める必要がある。
- 2 受益者負担の適正化を図るため、長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館の利用料金の基準とする額及び旧居留地建造物の模写等の許可に係る使用料を改定したい。
- 3 南山手地区及び東山手地区の洋館について、民間活力を導入した活用

を図るため、長崎市須加五々道美術館、長崎市べっ甲工芸館、長崎市古写真資料館、長崎市埋蔵資料館及び長崎市南山手レストハウスを廃止したい。

## 「別紙 2」

### 第 1 4 7 号議案

#### 長崎市中の茶屋条例の一部を改正する条例

長崎市中の茶屋条例（平成 1 3 年長崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

第 1 2 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

#### 別表第 1（第 2 条関係）

区 分	入 館 料
一般	2 1 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	1 0 0

備考 「一般」とは、1 5 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第 2 中「2 0 9」を「4 8 0」に改め、同表備考 3 を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の長崎市中の茶屋条例第 5 条第 1 項及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、清水崑展示館の入館料及び長崎市中の茶屋の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 3」

第 1 4 8 号議案

長崎市心田庵条例の一部を改正する条例

長崎市心田庵条例（平成 2 5 年長崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	入場料（1 人 1 回につき）
一般	6 5 0 円
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 3 0

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

区 分	金額（1 時間につき）
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をしない場合	1, 5 3 0 円
利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金の徴収をする場合	3, 0 6 0

備考 附属設備の使用料は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市心田庵条例第5条第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年9月5日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市心田庵の入場料及び使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

〔中 略〕

第3条第2項 教育委員会は、前条第1項各号に掲げるものであつても、緊急を要し会議を開くことができないときは、教育長に臨時に代理させることができる。

第3条第3項 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

〔以下、略〕